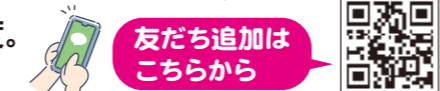


ごみが多い場合の出し方(有料)

①自己搬入制度 (有料)

一般家庭から出るごみを自分で処分場に搬入する制度。事業所から出るごみは対象外です。

LINEからの予約については7ページをご確認ください。



搬入できないもの	生ごみ、剪定枝・刈草、家電リサイクル法対象機器及び町が収集できないもの(表紙)
搬入可能日時	毎月 第2・第4土曜日 9時~16時(12時~13時を除く)
申込方法	搬入予定週の木曜日までに役場環境係窓口またはお電話(0949-42-2114)で申込み。LINE予約は、搬入週の火曜日まで(閉庁時間も予約可能)※予約状況により、ご希望の時間に予約が行えない場合がございます。
搬入場所	泉水最終処分場(鞍手町大字新延1296-8)
支払方法	10kgにつき証紙1枚(処分場では、証紙の販売及び現金の取扱いは行っていません)

※搬入時は係員の指示に従ってください。「固形燃料用ごみ」と「燃えないごみ」は分別して透明な袋(指定ごみ袋に入れる必要はありません)に入れてください。

②収集許可業者による臨時収集

申込先	(有)深草環境サービス TEL 0949-42-0717
収集運搬料金	2トン車1台分 8,800円(税込み)
	2トン車半台分 6,270円(税込み)

※事前に事業者へ直接、見積もりの連絡をしてください。

③剪定枝・刈草の自己搬入

固形燃料用ごみ袋や証紙を利用しないで排出する場合

	業者名	住所	電話番号
持ち込み場所	(株)ケイ・アイ・エイチ	宮若市鶴田1579-3	0949-33-4607
	(有)ゆめ環境	宮若市沼口1241-1	0949-52-1915
	(株)エー・アール・シー	小竹町御徳135-43	0949-62-2023

※料金については事業者へ直接、お問い合わせください。

ごみに関する補助制度

リサイクル活動団体奨励金

町内の「リサイクル活動団体」に、紙類・衣類を回収した量に応じて奨励金を交付しています。

奨励金の交付には、町での登録が必要です。

詳しくはこちら→

「リサイクル活動団体奨励金のページへ」



生ごみ処理機器購入費補助金

一般家庭から排出されるごみの減量化を図るため、処理機器の購入額の一部を補助します。

令和8年度より電動式の生ごみ処理機器が補助対象になりました。

詳しくはこちら→

「生ごみ処理機器購入費補助金のページ」



し尿の臨時収集について

定期的な汲取りとは別に、引っ越し等に伴って臨時の汲取りが必要な方は、し尿収集業者へ直接お申し込みください。

●し尿収集業者

西川地区	(有)深草環境サービス	TEL 0949-42-0717
剣地区・古月地区	(株)タケマツ環境	TEL 0949-42-4911

家電リサイクル法対象機器について

対象機器

テレビ、エアコン(室外機も対象)、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機(衣類乾燥機を含む)

廃棄方法

- 買い替えの場合は、新しく購入する小売店に引き取りを依頼する。
- 買い替えでない場合は、廃棄する製品を購入した小売店に引き取りを依頼する。
- 1、2以外の場合は、粗大ごみの日に業者に収集してもらうか、自分で直接家電リサイクル取引所へ持ち込む。
 - ①郵便局で「家電リサイクル券」を購入する。※
 - ②ア)粗大ごみの日に業者が収集する場合
郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、業者(有)深草環境サービスTEL0949-42-0717へ連絡して下さい。家電1台につき1,575円の収集運搬料金が必要です。
 - イ)自分で直接家電リサイクル取引所へ持ち込む場合
廃棄する品物と郵便局で購入した「家電リサイクル券」を一緒に、家電リサイクル取引所(久留米運送株式会社飯塚店小竹町南良津92番地5 TEL0949-62-1761)へ持ち込んで下さい。事前連絡の必要があります。
※郵便局はリサイクル料金の振込窓口であり、リサイクル業務には関与していません。「家電リサイクル」に関するお問い合わせは家電リサイクルのコールセンター(0120-319640)にお問合せください。

分からないことがありましたら、役場環境係へお尋ねください。

家電リサイクル料金(消費税含む)		運搬料金は、家電小売店にお尋ねください。(料金は小売店によって異なります。)	
テレビ 1,320円		エアコン 990円 (室外機も対象)	
冷蔵庫 3,740円 (冷凍庫を含む)		洗濯機 2,530円 (衣類乾燥機を含む)	

※リサイクル料金は、最低料金を表示しています。 ※リサイクル料金は、大きさ各メーカーによって異なります。

その製品、捨てないで回収しています

注意 事業所から排出されたものは回収できません。

●リチウムイオン電池など

充電式の製品の多くに使われているリチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火の恐れがあり、町の指定ごみ袋に一般ごみと混ぜて出すと、ごみ収集車や処理施設での火災につながります。

リチウムイオン電池(充電式電池)は必ず町の指定ごみ袋には入れず、指定の場所まで搬入してください。



令和5年11月に私たちのごみが処理されているくらしクリーンセンター(ごみ処理施設)でもリチウムイオン電池が原因と思われる火災が発生しています。

対象物

ボタン電池・充電式電池・電池を取り外す事ができない製品



出し方

- 役場環境係
8時30分~17時15分(土日・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く)
- 資源物拠点回収
P3~4をご確認ください。
- 家電量販店など
町での回収のほか家電量販店でも回収を行っています。詳しくは、ホームページでご確認ください。



●水銀を使用した製品

対象物

蛍光管(LED蛍光灯・白熱電球を除く)・水銀体温計、水銀温度計(赤い液を使用したものを除く)・水銀血圧計



出し方

- 役場環境係
8時30分~17時15分(土日・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く)
- 資源物拠点回収
P3~4をご確認ください。

